

高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について (図書館機能の移転に伴う「高浜市やきものの里かわら美術館・図書館」の設置)

令和4年2月21日
高浜市 記者発表資料

■ 設置 (第1条)

かわらを基本テーマとし、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料及び郷土に関する資料を収集し、保管し、展示して一般の利用に供し、あわせて、市民の豊かな知性や感性を育む多彩な学習活動を援助し、かつ、市民交流の促進を図り、文化の創造及び発展に資することを目的として設置。

■ 施設の名称 (第2条)

| 名称 | | 内容 | |
|------------|----------|---|--|
| かわら美術館・図書館 | 本館 | かわら美術館・図書館 現在の「かわら美術館」(陶芸創作室を図書館に転用) | |
| | サービスポイント | いきいき広場 図書・情報スペース | 2階ラウンジの一角 現在の「第2マシンスタジオ」(2階) 現在の「こども発達B」(3階) |
| | | 吉浜公民館 図書室 | |
| | | 高取ふれあいプラザ 図書室 | |
| 附属施設 (収蔵庫) | | 現在の「図書館・郷土資料館」 | |

* サービスポイント：図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の貸出しその他業務を行うための拠点
* 身近な公共施設で予約本の貸出や返却が可能な「いつでもどこでも図書館」機能は継続

■ 事業 (第3条)

| 事業 | 美術館・図書館 | | 附属施設 (収蔵庫) |
|---|---------|------------|------------|
| | 本館 | サービスポイント | |
| ① かわらを基本テーマとする歴史、考古、民俗及び美術工芸資料及び郷土に関する資料の収集、保存及び展示に関する事 | ○ | | ○ (保存) |
| ② 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の収集、整理、保存及び利用に関する事 | ○ | ○ | ○ (保存) |
| ③ 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関する事 | ○ | ○ | |
| ④ 美術資料等及び図書資料等に関する専門的、技術的な調査研究を行う事 | ○ | | |
| ⑤ 学校、市民団体、社会教育施設等と協力し、その活動を援助する事 | ○ | ○ | |
| ⑥ 講演会、講座、読書会、鑑賞会、研究会等を主催し、及びその開催を援助する事 | ○ | ○ | |
| ⑦ 他の美術館・図書館と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、美術資料等及び図書等の相互貸借等を行う事 | ○ | ○ (図書等) | |
| ⑧ ホール、スタジオ等を設置して、利用に供し、又は映画、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化活動の振興に必要な事業を行う事 | ○ | | |
| ⑨ その他美術館・図書館の設置の目的を達成するために必要な事業 | ○ | ○ | |

■ 利用の許可(第5条) ■ 利用の制限(第6条) ■ 入館等の制限(第10条) ■ 運営審議会(第12条)

■ 指定管理者による管理(第14条)

■ 条例施行日 令和5年4月1日 (図書機能のオープンは令和5年7月を予定)

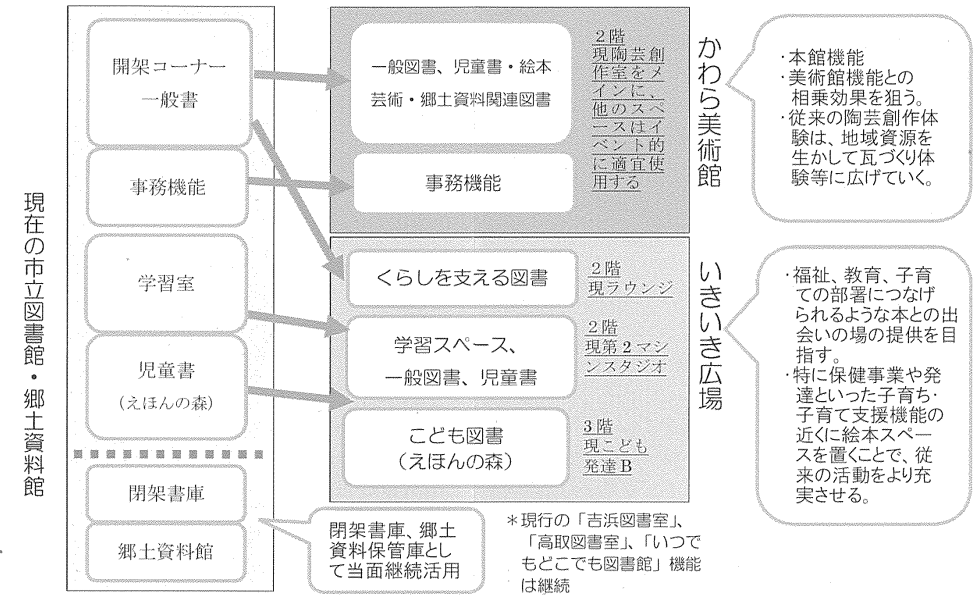
■ 高浜市立図書館、高浜市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止

■ 図書館機能移転後の図書館事業のイメージ・目指す姿

「くらしや生き方をささえる図書館」として、「かわら美術館」や「いきいき広場」が持つ機能と融合した図書館事業を展開

- ① 貸出重視の図書館運営からの転換、読書相談や図書を軸にした交流活動の活性化
- ② 子どもへのアプローチ、高浜市立図書館が培ってきた強みを活かす
- ③ 図書との出会いの機会を広げる

「例えば、このような利用が考えられます」



■ 運営方法 指定管理者による運営 (令和4年度に事業者を募集)